申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 公園緑地課

許認可等の内容		有料公園施設の利用承認に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市公園有料公園施設に関する条例第3条第1項、第2項
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定
		平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
	根拠条項	栃木市公園有料公園施設に関する条例第4条
	参考事項	栃木市公園有料公園施設に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定
		令和 2年 9月28日最終変更

【基準】

栃木市公園有料公園施設に関する条例抜粋

(利用の承認)

- 第3条 施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

查 基

準

審

- 第4条 市長は、施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これ を承認しない。
 - (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上に支障を来すおそれがあるとき。